

商業・サービス業感染症対応事業 活用事例

令和2年6月19日現在

○補助対象となる経費

【感染防止対策】

- ・接客を行う店員用のマスク購入
- ・小売店のレジカウンターへの透明ビニールカーテンの設置
- ・宿泊施設入口へのサーモグラフィーカメラの設置
- ・理髪店の換気設備の改修
- ・換気を目的としたダクト
- ・タクシー車内へのアクリルパーティションの設置
- ・電車又は船の客席消毒用の消毒液購入
- ・電車又は船の客室消毒作業の委託
- ・キャッシュレス決済対応端末の購入
- ・客席の間隔を広げるための店舗改修
- ・手洗い場の蛇口自動化修繕
- ・手洗い場へのペーパータオルの設置
- ・店舗入口の自動ドア改修
- ・対人距離確保のためのサッカー台（会計後に袋詰めをする台）の追加購入
- ・客席の間隔確保のため、店外にウッドデッキを設置した場合の費用
- ・店舗への換気のための網戸、換気扇を整備するための費用
- ・レジでの感染防止のため自動釣銭機の導入経費
- ・仕出し料理・弁当の宅配サービスを行う配達員のマスク購入 など

【新事業展開等】

- ・飲食店のテイクアウト販売を行う際の広告作成
- ・テイクアウト・デリバリー用包装容器の購入
- ・テイクアウト・デリバリー用のラッピング機器の購入
- ・テイクアウト・デリバリー用予約受付システム構築の初期費用
- ・フィットネスクラブ会員に対しオンラインでトレーナーが指導できるような環境整備にかかる初期費用
- ・店内設置用の空気清浄機の購入
- ・ネット販売サイト構築の初期費用
- ・新商品開発のための原材料費
- ・新商品開発のための製造機械の購入費用（ただし、汎用性の高いものは認められない場合があります。）
- ・新商品・新事業を行う際に必要な陳列棚の購入
- ・飲食店にて従来のバイキング形式からオーダー形式への転換を広報する場合のチラシ

- 従来からテイクアウト販売を行っていた飲食店がさらにテイクアウトを強化するため、新サービスを提供するために必要な経費（配達用コンテナの拡大、リサイクル容器の使用等）
 - 複数事業者が共同で行う新サービス用チラシ
 - 空き店舗への共同出店に係る看板・備品の購入費
- など

○補助対象とはならない経費（一例）

- 家賃、人件費、水道光熱費、手数料などの固定的経費
- 汎用性の高いもの（車、パソコンなど）
- 不動産の取得に該当する工事（建築費等）

など